

会社法と保険会社の 株式保有 10%ルール

制度調査部
堀内勇世

総株主等の議決権について

【要約】

保険業法では、保険会社は、国内の会社の議決権を、「総株主等の議決権」の10%を超えて保有してはならない旨が規定されている。

このときの議決権については、保険業法に定義規定が存在する。

この規定が、会社法の施行に伴い変更される。

1. 保険会社の株式保有 10%ルール

保険業法第107条第1項は、保険会社又はその子会社^(注1)が、合算して、国内の会社の議決権を、「総株主等の議決権」の10%を超えて保有してはならない旨規定する^(注2)。

「総株主等の議決権」については、保険業法第2条第11項に規定が存在する。

(注1) ここでいう子会社については、保険業法第2条第12項に、以下のとおり定義があるので注意が必要である。

この法律において「子会社」とは、会社はその総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

これは、会社法で定義されている子会社と異なる。会社法の子会社については以下のレポート参照。


- ・「会社法上の親子会社の定義Q & A 『会社法』の焦点シリーズ6」(堀内勇世、2005.8.19作成)
- ・「会社法上も親会社、子会社の定義は実質支配力基準に 会社法関連省令シリーズ-2」(横山淳、2005.12.19作成)

(注2) 同様な規制が、独占禁止法第11条に存在する。なお、「独占禁止法」の正式名は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」である。

2 . 銀行法の「総株主等の議決権」

前述の通り、保険業法上、「総株主等の議決権」については、**保険業法第 2 条第 11 項**に規定が存在する。

この保険業法第 2 条第 11 項が、**会社法の施行**^(注3)に伴い、「議決権」に関するところが次のように**改正**されている^(注4)。

議決権	
改正前	商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条ノ 2 第 4 項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第 5 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。
	
改正後	株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。

ただし、この改正は形式的な変更にすぎず、この改正後も実質的に大きな変更は生じないのではないかと考える。特に株式についていえば、次の点では変更がない。

完全無議決権株式（株主総会において決議をすることができる事項の全てについて議決権がないとされている議決権制限株式）は、「議決権」に算入しない
相互保有により実際は議決権が停止する株式についても、この「議決権」に算入する ^(注5)

（注 3）「会社法の施行期日を定める政令」（平成 18 年 3 月 29 日付け官報号外 69 号）により、会社法の施行日は 5 月 1 日と決定した。

（注 4）「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正である。

（注 5）いわゆる相互保有株式の議決権制限については、会社法では変更があるので一応注意が必要である。相互保有株式の議決権制限については、以下のレポート参照。

- ・「会社法と相互保有株式の議決権 『会社法』の焦点シリーズ 8」（堀内勇世、2005.8.30 作成）
- ・「相互保有株式の議決権と会社法の法務省令案 Q & A 『会社法』の焦点シリーズ 16」（堀内勇世、2006.1.23 作成）
- ・「会社法施行規則などの改正」（堀内勇世、2006.3.14 作成）

3 . 参照条文

以下、参照条文を掲載する。

改正後の保険業法 第 2 条第 11 項

この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条、第 106 条、第 107 条、第 127 条、第 260 条、第二編第十一章及び第十二章並びに第 333 条において同じ。）をいう。



会社法 第 879 条第 3 項

前 2 項の規定の適用については、第 308 条第 1 項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。



会社法 第 308 条

- 1 株主（株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。
- 2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。